

新宿区基本構想審議会傍聴規程

(平成 18 年 7 月 7 日 会長決定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新宿区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(審議会の公開)

第 2 条 何人も、本規程の定めるところにより、審議会の会議を傍聴することができる。ただし、会議の内容が新宿区情報公開条例（平成 13 年 3 月 23 日条例第 5 号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

(傍聴の申し込み)

第 3 条 審議会の傍聴を希望する者は、新宿区基本構想審議会会長（以下「会長」という。）に対して、書面（別記様式 1）により傍聴を申し込むものとする。

2 会長は、審議会を行う会場を勘案して、審議に支障のない範囲で先着順により、傍聴を許可するものとする。ただし、会長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。

3 傍聴の受付に係る事務は、企画政策課が所管する。

(傍聴者の会議資料の閲覧)

第 4 条 会長は、審議会を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に新宿区情報公開条例（平成 13 年 3 月 23 日条例第 5 号）に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

(傍聴者の遵守事項)

第 5 条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと。
- (4) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、または拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。

- (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- (7) 飲酒及び喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切ること。
- (9) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他審議会の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、審議会会場においては、会長及び審議会の庶務を担当する企画政策課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び退出の命令等)

第6条 会長は、前条に違反する行為を行った者については、傍聴の拒否または許可を取り消すことができる。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違反し、会長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- (2) 会長が審議会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び審議会会場に入ることはできない。

(委任)

第8条 審議会の傍聴に関し、この規程に定めがない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成18年7月7日から施行する。